

別添3-2 実施方法

1	事業実施工程	3-2-1 (283)
2	工事計画	3-2-2 (284)
3	工事中の環境保全対策	3-2-5 (287)

1 事業実施工程

対象事業の工事工程は、表 3-2-1 に示すとおりであり、対象事業において想定している工事は、主に外郭施設築造工事と埋立工事、埋立後の基盤整備、供用開始後の用途変更からなり、工事期間として概ね 15 年程度を想定している。各工事範囲について、施工平面図として図 3-2-1 に示した。

表 3-2-1 対象事業の工事工程

工事内容	年次														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
外郭施設築造（岸壁・護岸） 															
泊地浚渫 															
埋立（土砂投入） 															
基盤整備（インフラ） 															
用途変更 															



図 3-2-1 施工平面図（簡易）

2 工事計画

1) 外郭施設築造（岸壁・護岸）工事に関する事項

対象事業において想定する外郭施設築造（護岸・岸壁）工事の方法を図 3-2-2 に、護岸等の構造を図 3-2-3 に示す。工事方法としては、地盤改良工、基礎捨石、ケーソン据付工、ケーソン中詰工、ケーソン蓋コンクリート工、裏込石工などを行う。

なお、今後、さらに詳細な検討を行うことから、工事計画は変更となる場合がある。

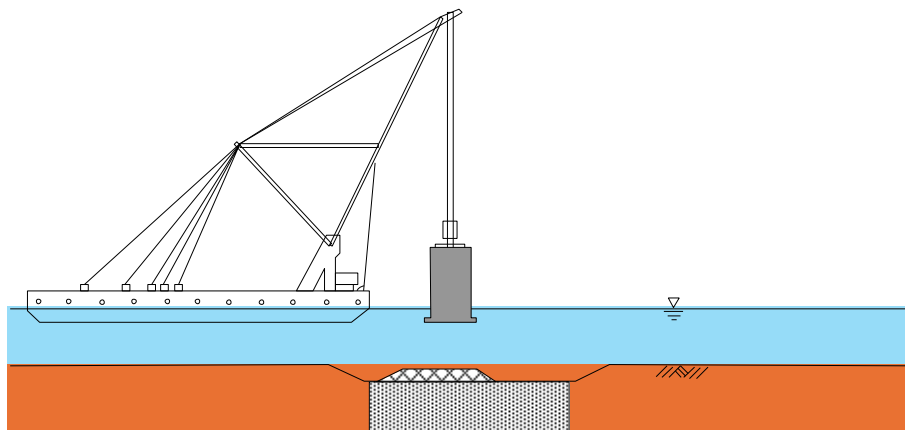


図 3-2-2 護岸等工事の方法イメージ（ケーソン据付）

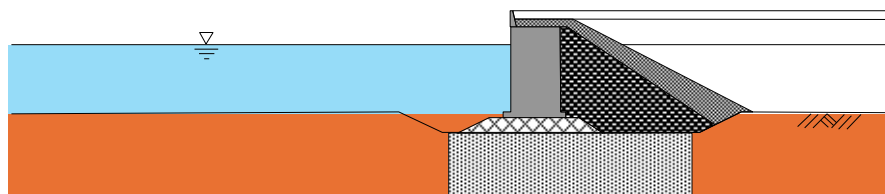


図 3-2-3 護岸等の構造図（想定）

2) 埋立土砂投入工事に関する事項

対象事業において想定する埋立土砂投入工事の方法は図 3-2-4 に示す。主に、土運船により埋立用材を運搬し、直接投入又はリクレーマ船による投入を行う計画である。また、埋立の中盤以降ではダンプトラックによる土砂搬入も併用する計画である。

また、投入土砂は、横須賀市が今後定める受入基準^注）を満足した建設発生土及び浚渫土を計画している。

なお、今後、さらに詳細な検討を行うことから、工事計画は変更となる場合がある。

注：埋立区域に投入する土砂の性状と土質について、現時点では未確定だが、浚渫土に関しては、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、建設発生土については「土壌汚染対策法」の基準を参考にする予定である。また、今後の工事計画と併せて、土砂投入の計画を定めていく予定である。

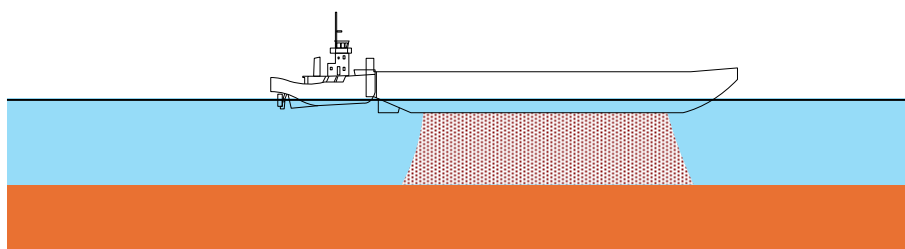


図 3-2-4(1) 埋立方法イメージ（直接投入）

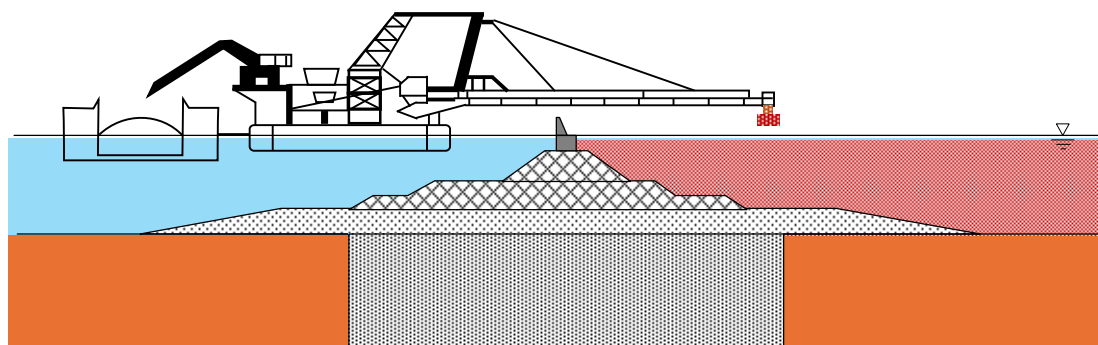


図 3-2-4(2) 埋立方法イメージ（リクレーマ揚土）

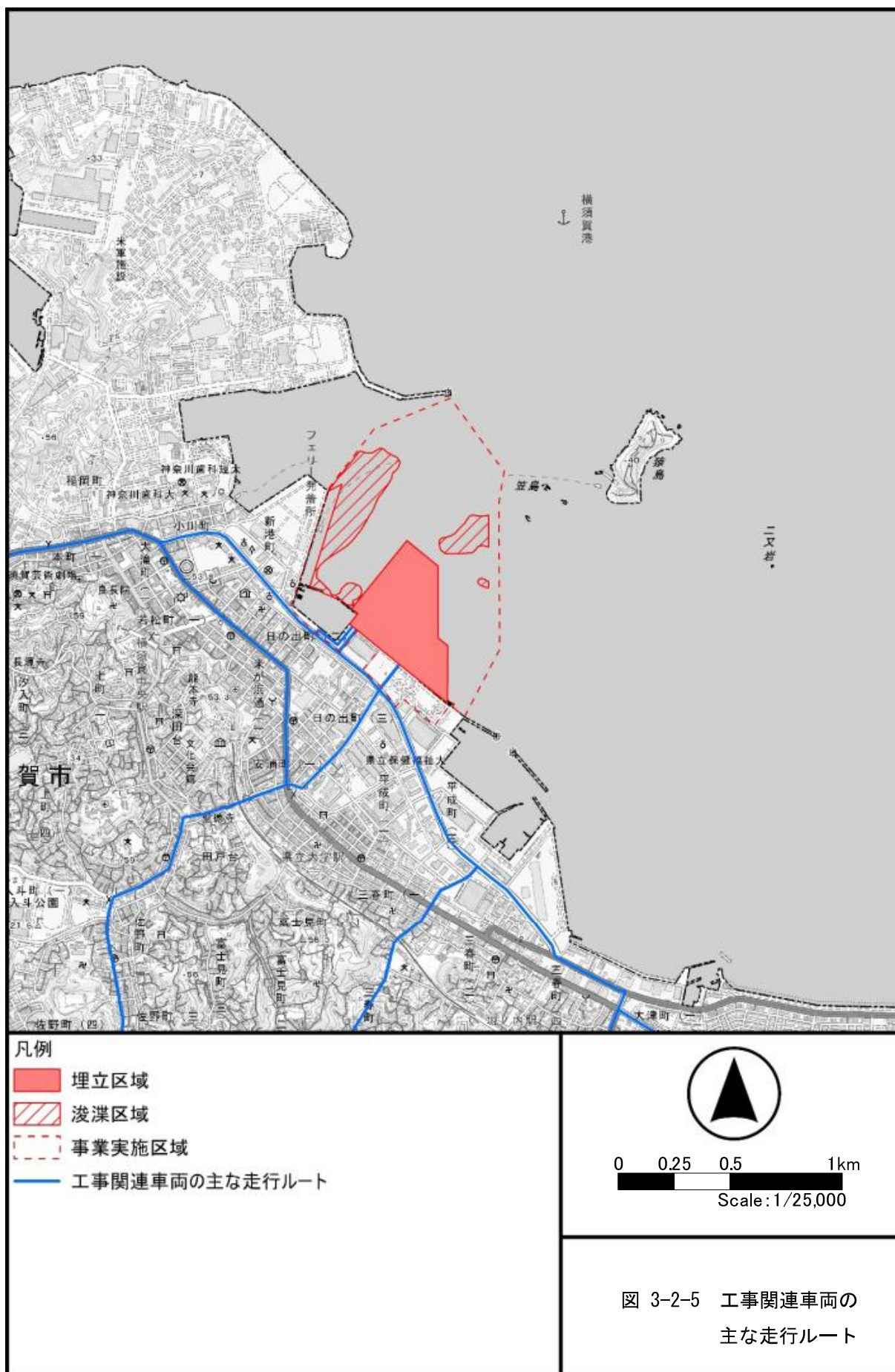
3) 工事用車両等に関する事項

工事に用いる埋立用材としては、建設発生土及び浚渫土を使用する計画であり、そのほかコンクリート等も含めた資材の搬入方法として陸上搬入と海上搬入をそれぞれ想定している。

陸上搬入は図 3-2-5 に示すルート进行想定しており、海上搬入については中継所を経由した搬入を想定しているが、海上搬入ルートの詳細については調整中である。

関係車両の走行台数については、今後、事業計画を検討していくなかで決めていくこととしており、具体的な走行台数については予測評価書案で記載する。

そのほか、浚渫区域の一部が猿島航路と重複していることから、今後運航会社と上述する時間帯の工事船舶の配慮を含めて航路の調整を図る予定としている。



3 工事中の環境保全対策

1) 大気汚染防止対策

- ・ 工事区域の周囲に仮囲いを設置する。
- ・ 必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散防止に努める。
- ・ 工事用車両の走行による粉じんの飛散防止のため、工事区域の出口にタイヤ洗浄設備を設け、タイヤ等の洗浄を行うとともに、出入口付近の道路の清掃を適宜実施する。
- ・ 施工方法や手順を十分検討し、建設機械、工事用車両が一時的に集中しないよう作業の平準化に努める。
- ・ 建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・ 工事用車両等は、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。
- ・ 工事用船舶及び建設機械の運転に際しては高負荷運転を避け、適切な運転を周知徹底する。
- ・ 工事用車両の運転者に対する交通安全教育を日常的に行うとともに、安全運転の励行、過積載の禁止、アイドリングストップ等のエコドライブの励行を徹底させる。
- ・ 建設機械、工事用車両の定期的な整備・点検を行い、故障や異常の早期発見に努める。
- ・ 工事作業員の通勤にあたっては、公共交通機関を利用するよう指導する。

2) 水質汚濁防止対策

- ・ 工事中に伴って発生する海洋の濁りは、汚濁防止膜を展張して濁りの拡散を抑制する。
- ・ 埋立区域や既存の公園改良・解体工事から濁水が発生し、その処理の必要が生じる場合においては、適切な処理方法について検討する。

3) 騒音・振動防止対策

- ・ 工事区域の周囲に仮囲いを設置する。
- ・ 施工方法や手順を十分検討し、建設機械、工事用車両が一時的に集中しないよう作業の平準化に努める。
- ・ 建設機械は、可能な限り低騒音・低振動型の建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の不必要なアイドリングの防止を徹底する。
- ・ 工事用車両の運転者に対する交通安全教育を日常的に行うとともに、安全運転の励行、過積載の禁止、アイドリングストップ等のエコドライブの励行を徹底させる。
- ・ 建設機械、工事用車両の定期的な整備・点検を行い、故障や異常の早期発見に努める。
- ・ 工事作業員の通勤にあたっては、公共交通機関を利用するよう指導する。

4) 安全（交通）対策

- ・ 海上工事においては航行船舶が輻輳するため、工事用船舶の運航管理に努める。また、浚渫区域の一部が猿島航路と重複することから、運航会社との調整を行う。
- ・ 工事用車両の出入り口には交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保、出入り口付近での渋滞発生抑制に努める。
- ・ 施工方法や手順を十分検討し、工事用車両が一時的に集中しないよう作業の平準化に努める。

- ・工事作業員の通勤にあたっては、公共交通機関を利用するよう指導する。
- ・工事用車両は事業区域への入退場時において、原則、右折を行わない。
また、工事用車両の運転時には、歩行者、自動車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、左折時における歩行者（児童を含む）、自動車等の安全確認の徹底を図る。
そのほか、交通規則の遵守等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。
- ・事業実施区域周辺には交通事故多発地点が存在することから、工事関連車両は原則、決められたルート of 走行を徹底する。

5) 廃棄物処理対策

- ・工事中に発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず）は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、現場内での分別・保管を徹底する。
- ・コンクリート塊などは可能な限り現場内での利用に努め、現場内での利用が困難な木くずについては場外に搬出し、中間処理施設等で適切に処理・再資源化を行う。
- ・工事中に発生する建設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、発生抑制や減量化に努める。発生した産業廃棄物等は分別を徹底し、再資源化・縮減に努める。
- ・建設資材は、工場先行組立、プレキャスト製品等とする等、現場での廃棄物発生量を低減する。
- ・床掘土砂等の建設発生土はその搬出先を明確にするとともに、可能な限り他の工事等での利用に努める。
- ・弁当ガラや廃棄書類などの建設作業以外で発生したごみは適切に処理・処分を行う。

6) 動植物保全対策

- ・新規入場する作業員に対し、周辺に生育生息する貴重な動植物に関する教育を必要に応じて実施し、工事中に貴重種を発見した場合には、速やかに代理人や監督員へ連絡するよう指導する。
- ・野外照明については、走光性昆虫に配慮した電灯（LED 等）を採用する。

7) そのほか

- ・事業実施区域には、神奈川県指定の有形文化財「東京湾第三海堡構造物（兵舎・観測所・探照灯・砲側庫）」が存在しており、工事中は、設置区画の適切な保護を図る。